

令和6年3月21日
東北厚生局

元保険医療機関の指定の取消相当及び保険医の登録の取消しについて

令和6年3月18日に開催された東北地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」の建議及び「保険医の登録の取消し」について答申がありました。

これを受け、東北厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 内容

(1) 元保険医療機関の指定の取消相当

名 称	デンティスト ワタナベ
所 在 地	福島県二本松市若宮2-164-3
開 設 者	渡邊 徹
取消相当年月日	令和6年3月20日
根拠となる法律	健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号

(注) 当該元保険医療機関は、令和5年8月31日付けで保険医療機関を廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

(2) 保険医の登録の取消し

氏 名	渡邊 徹 (52歳)
取消年月日	令和6年3月20日
根拠となる法律	健康保険法第81条第1号及び第3号

2. 監査を行うに至った経緯

(1) 東北厚生局福島事務所に対し、①保険適用外の非金属（PMMA（注：アクリル樹脂系の歯科材料））によるクラウンやブリッジを装着したにもかかわらず、保険適用のクラウンやブリッジを装着したとして保険請求している、②銀合金の全部金属冠を装着したにもかかわらず、金銀パラジウム合金の全部金属

冠を装着したとして保険請求している旨の情報提供があった。

- (2) 個別指導を実施したところ、診療録、診療報酬明細書及び関係書類において疑義が生じたため、渡邊徹歯科医師に質問するものの明確な回答が得られなかったことから、個別指導を中断した。
- (3) その後、歯科技工所調査及び患者調査を行った結果、診療内容及び診療報酬の請求に関して不正が強く疑われたことから、個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和4年10月27日から令和5年8月25日まで計20日間の監査を実施した。

3. 取消処分 of 主な理由

監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 保険適用外の非金属(PMMA)を使用した歯冠修復及び欠損補綴物の製作及び装着について、保険適用の歯冠修復及び欠損補綴物を製作及び装着したものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (4) 過去の不適切な診療報酬の請求内容と患者の口腔内の状態を一致させる目的で患者を呼び出して行った診療を、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

4. 診療報酬の不正及び不当請求額

監査において判明した不正・不当請求額

・不正請求額	103名分	206件	1,629,029円
・不当請求額	41名分	114件	141,894円

(注) 上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

5. 再指定等の取扱

原則として、指定の取消相当の日及び登録の取消しの日から5年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。